

シュプレヒコール和解控訴審 不当判決！

本日、東京高等裁判所で「シュプレヒコール和解控訴審」の判決がありました。この裁判は、伊那松島で「『JR東海をつぶせ！』とシュプレヒコールしながらデモをする東海労」等と記載したJR東海ユニオンの掲示が名誉毀損であると提訴、東京地裁で勝利、東京高裁で和解が成立した後、JR東海ユニオンが「全面勝利的和解」と、事実と異なる宣伝を行ったため、再びJR東海ユニオンを提訴していた事件です。東京地裁では不当判決が出され、東京高裁に控訴していたものです。

この事件を担当した裁判長は、「シュプレヒコール控訴審（伊那松島での事件）」を担当し、和解を提起した人物です。被控訴人であるJR東海ユニオンが、和解で確認されたことをすっぽかしたことは、自分が決定したことを裏切られた、ということです。普通の常識的感覚なら「おかしい！」「法に反する行為だ！」となるでしょうが、どうやらこの裁判長には常識的感覚が無いようです。

結果的に、このような判決が出されることは、嘘だろうが、事実反することだろうが、何を書いても良い、ということにつながるのです。私たちは、断じてこの判決を許してはなりません。

しかし、不当判決は出されましたが、「控訴人（JR東海ユニオン）らは被控訴人（JR東海労）に対し、控訴人らが作成、掲示した機関紙等の表現に適切さを欠く点があり、本件提訴に至ったことにつき、遺憾の意を表す。控訴人らは、今後このような事態を生じさせないよう努めるものとする」という条項が消えたわけではありません。つまり、何年経とうが、JR東海ユニオンはそれを実行する義務があるのです。私たちは、JR東海ユニオンのデマ情報には目を光らせ、真実が当たり前に通ずる職場にしなければなりません。共に、闘っていきましょう！

JR東海ユニオンのごね得を
正当化する東京高裁弾劾！